

一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ  
<http://www.totori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ  
<http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会  
鳥取市若葉台南1-17  
TEL(52)7300・7301 FAX(52)7311

編集責任者 村澤幸二

## 平成26年度 全国安全週間



### 1 趣旨

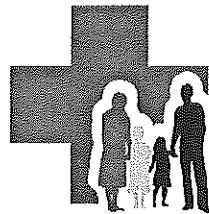
全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で87回目を迎えます。

この間、労働災害を防止するため、事業場では、労使が協調して、労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により、労働災害は長期的には減少しています。

しかし、死亡災害は平成21年から大幅な増減を繰り返しています。一方、休業4日以上の死傷者数は平成22年からの3年連続の増加によるやく歯止めがかかる見込みとなったものの、小幅な減少にとどまり、依然として厳しい状況にあります。

また、近年、トンネルの建設工事や大規模な化学プラントにおいて一度に複数の死者を出す重大な労働災害が繰り返し発生しているほか、産業構造の変化に伴い小売業、社会福祉施設等の第三次産業において労働災害が増加しています。

これらの背景には、労働災害が多発した時代を経験し、安全に関する知識や経験を豊富に有する世代の労働現場からの離脱の進行と災害が発生していないことによる安全に対する慣れや過信が広がっていること、重大な災害が少ない第三次産業において安全に対する意識が低いことなどがあると考えられます。



こうした状況を踏まえ、平成26年度の全国安全週間のスローガンについては、安全に関する経験やノウハウを産業の違いや世代を超えてつないでいくことの大切さを確認しつつ、それぞれの事業場において安全意識を高め、安全に対する慣れや過信を捨てて労働災害の防止に取り組むとともに、第三次産業を中心として事業者と労働者が一体となって取り組む日々の安全活動を推進し、労働災害の撲滅を目指す観点から、次のとおり決定されました。

**平成26年度「全国安全週間」スローガン**  
みんなでつなぎ 高まる意識 達成しようゼロ災害

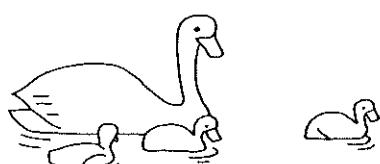
### 2 安全週間及び準備期間中の事項事項

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会等を開催する。
- (5) 安全に関する標語等の募集を行う。
- (6) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (7) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (8) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (9) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

### 4 期間

本週間は、平成26年7月1日から7月7日まで。

安全週間の実効を上げるため、平成26年6月1日から6月30日までが準備期間です。



### 3 鳥取県の労働災害発生状況

鳥取県内の4月末現在の労働災害による被災者は、全業種で131人、昨年に比べて21人(増加率19.1%)増加しています。特に、西部では21.3%の増加となっています。

第12次労働災害防止推進計画で定めた今年の目標は438件であり、憂慮すべき状況となっています。

各企業の安全担当者の方々には、来る7月3日に倉吉未来中心において開催される「平成26年度(第42回)鳥取県産業安全衛生大会」を契機として、さらなる安全管理の徹底をお願いします。

### 【平成26年度鳥取県産業安全衛生大会】

日 時: 平成26年7月3日(木) 13:15~16:30

場 所: 倉吉未来中心(倉吉市駄経寺町212-5)

特別講演: 「『ニュー5S』を職場に!」

講師: 金原清之氏(労働安全衛生コンサルタント)

※ なお、詳細につきましては、大会案内を同封しておりますので、多数の皆様のご参加をお願いいたします。

# 平成25年に実施した監督指導等結果について

## 1 定期監督等の実施件数・違反率

平成25年に鳥取労働局管下の鳥取・米子・倉吉労働基準監督署で実施した定期監督等の実施件数は、1,207件（前年比15.1%減）で、違反率は76.4%（前年比5.7%増）でした。

業種別の違反率は、運輸交通業79.1%、製造業78.1%、第三次産業（商業・保健衛生業等）77.2%、建設業74.0%となっています。

## 2 定期監督等における主要な法違反の状況

### (1) 労働基準法関係

主な違反内容は、時間外労働に関する労使協定（36協定）に定めた時間を超えて時間外労働を行わせているなどの労働時間に関する違反（254件）21.0%が最も多く、割増賃金に関する違反（181件）15.0%、労働条件の明示に関する違反（103件）8.5%、就業規則に関する違反（84件）7.0%など基本的な事項に関する違反が依然として多く見られています。

業種別では、労働時間については、運輸交通業、第三次産業（商業・保健衛生業等）で違反率が高く、割増賃金については、製造業、運輸交通業、第三次産業（商業・保健衛生業等）で違反率が高くなっています。

### (2) 労働安全衛生法関係

主な違反内容は、健康診断に関する違反（293件）24.3%が最も多く、機械の原動機・回転軸などによる危険防止や建設作業時などの危険防止のための措置の未実施など安全基準に関する違反（204件）16.9%、衛生管理者を選任していないなどの安全衛生管理体制に関する違反（120件）9.9%、一定の危険・有害な業務に際し、作業

主任者を選任していないなどの作業主任者に関する違反（64件）5.3%、下請労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じていないなどの特定元方事業者・注文者に関する違反（54件）4.5%となっており、昨年に比べて違反件数、違反率が増加したのは健康診断に関する違反、安全衛生管理体制に関する違反でした。

業種別では、建設業で安全基準に関する違反、特定元方・注文者に関する違反が多く、製造業・運輸交通業・第三次産業（商業・保健衛生業等）で健康診断に関する違反がそれぞれ高くなっています。

## 3 今後の指導方針

平成25年は、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組として9月に過重労働重点監督を実施するなど、過重労働による健康障害及び賃金不払残業の防止に重点をおいて監督指導を実施しました。

この結果、特に健康診断、労働時間、割増賃金に関する違反が前年より多く見られました。また、依然として労働条件明示など基本的な労働条件に関する違反は多く見られます。

鳥取労働局及び鳥取・米子・倉吉労働基準監督署では、今後も労働災害の防止や過重労働による健康障害の防止に努めるとともに、基本的な労働条件の遵守を指導していきます。

また、違反率の高い業種については、集団指導を行うことなどにより、計画的・効果的な監督指導を実施するとともに、法令違反を繰り返すなど悪質な場合においては、司法処分など厳正に対処することとしています。

平成25年 定期監督等における業種別違反件数

鳥取労働局

業種	監督実施事業場数	違反事業場数	違反率(%)	労働基準法								最低賃金法	労働安全衛生法																		
				労働条件明示	賃金不払	労働時間	休日	割増賃金	就業規則	賃金台帳	最低賃金	10~19条(14条除く)		14条		20~25条		20~25条		30~31条		45条		59、60条		61条		65条		66条	
												安全衛生管理体制	作業主任者	安全基準	衛生基準	特定元方事業者等	定期自主検査	安全衛生教育	就業制限	作業環境測定	健康診断										
製造業	237	185	78.1	23	13	68	9	57	14	12	12	37	20	38	26	0	33	7	6	16	73										
鉱業	4	3	75.0	0	1	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2			
建設業	381	282	74.0	4	3	10	2	12	3	4	1	4	41	150	7	53	5	1	1	0	11										
運輸交通業	67	53	79.1	13	2	26	1	15	7	9	0	12	1	3	1	0	4	0	0	0	0	20									
貨物取扱業	2	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
農林業	15	12	80.0	2	2	2	1	3	0	1	1	0	0	4	0	1	1	0	0	0	0	4									
畜産・水産業	1	1	100.0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
商業	215	164	76.3	31	14	60	11	43	31	22	7	12	2	4	6	0	5	0	1	5	90										
金融広告業	11	8	72.7	3	0	4	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5									
映画演劇業	4	2	50.0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1									
通信業	7	2	28.6	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2									
教育研究業	16	11	68.8	2	1	2	0	2	0	1	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3									
保健衛生業	137	114	83.2	12	2	46	3	25	15	6	1	36	0	1	0	0	0	0	0	0	0	43									
接客娯楽業	49	41	83.7	8	2	15	5	13	7	6	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20									
清掃・と畜業	18	12	66.7	1	1	4	0	1	2	2	0	5	0	3	0	0	0	1	1	0	6										
官公署	1	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0										
その他の事業	42	32	76.2	4	4	14	3	8	4	4	1	4	0	1	0	0	0	0	0	0	13										
合計	1207	922	76.4	103	45	254	36	181	84	70	27	120	64	204	40	54	48	9	9	21	293										

※ 業種は、労働基準法別表第一に掲げる分類による。

## 訂正のお知らせ(お詫び)

平成26年4月10日発行の前号(第314号)の2ページに掲載しました「平成25年労働災害発生状況」の記事内容

の一部に訂正がありましたので、訂正後の記事と平成11年以降の労働災害発生状況の推移を掲載します。

## 平成25年労働災害発生状況

平成25年の鳥取県内における休業4日以上の死傷者数は465人(確定)で、平成24年の467人より2人(0.4%)の減少となりました。

この災害統計は、企業から提出される労働者死傷病報告書(様式第23号)を集計しており、平成25年の発生状況は、平成26年3月末までに提出されたものもって確定し、大幅に減少した平成24年に続き、2年連続して減少しましたが、昨年策定した第12次労働災害防止推進計画で、平成25年の数値目標を452人以下としていたことから目標達成はなりませんでした。

また、死者者は5人で、前年より1人の減少となりました。

労働災害の業種別、各労働基準監督署別の発生状況は下表のとおりですが、県西部で全体の48.8%を占めるなど多くの災害が発生しています。また、業種別では小売

業などの第三次産業が207人(44.5%)と最も多く、次いで製造業98人(21.1%)、建設業76人(16.4%)の順となっています。

事故の型別の発生状況では、転倒災害が117人で全体の25.2%を占め、次いで、墜落・転落災害が死者者4人を含む73人(15.7%)、はさまれ・巻き込まれ災害が死者者1人を含む52人(11.2%)となっています。

今後、鳥取労働局では、第12次労働災害防止推進計画で、平成26年の労働災害の数値目標を438人以下としていることから、労働災害が増加している第三次産業(特に小売業、社会福祉施設、飲食店)に対して、安全担当者を配置し、5S運動やKY活動など自主的な労働災害防止活動に取組むよう指導するとともに、全ての企業に対しても、「危険のない職場」づくりのため、リスクアセスメントの実施を呼びかけています。

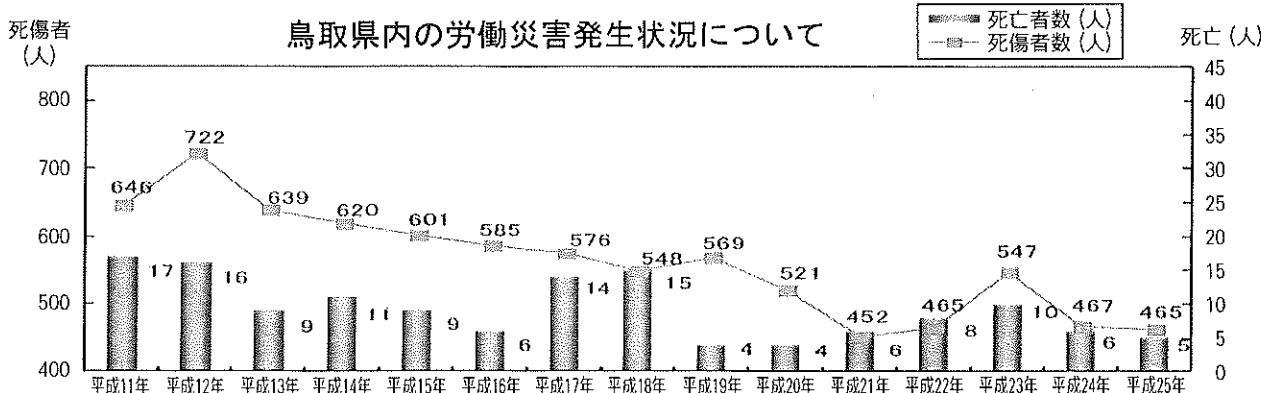
### 平成25年労働災害発生状況

業種別 署別	合計				鳥取署				米子署				倉吉署			
	平成25年 死傷者数	平成24年 死傷者数	増減数	増減率(%)												
全産業	(5) 465	(6) 467	-2	-0.4	(2) 160	(2) 164	2	1.2	(1) 227	(4) 217	10	4.6	(2) 72	86	-14	-16.3
製造業	98	102	-4	-3.9	26	32	-6	-18.8	56	58	-2	-3.4	16	12	4	33.3
木材・木製品・家具装飾品製造業	10	12	-2	-16.7	4	4	0	0.0	4	7	-3	-42.9	2	1	1	100.0
鉄鋼・金属製品製造業	12	11	1	9.1	3	5	-2	-40.0	7	5	2	40.0	2	1	1	100.0
機械器具製造業	12	15	-3	-20.0	3	5	-2	-40.0	7	7	0	0.0	2	3	-1	-33.3
食料品製造業	45	38	7	18.4	8	9	-1	-11.1	30	25	5	20.0	7	4	3	75.0
上記以外の製造業	19	26	-7	-26.9	8	9	-1	-11.1	8	14	-6	-42.9	3	3	0	0.0
建設業	(3) 76	(2) 78	-2	-2.6	(1) 30	(2) 32	-2	-6.3	(1) 35	30	5	16.7	(1) 11	16	-5	-31.3
土木工事業	(2) 28	(2) 29	-1	-3.4	(1) 11	(2) 11	0	0.0	(1) 14	14	0	0.0	3	4	-1	-25.0
建築工事業	(1) 43	47	-4	-8.5	17	20	-3	-15.0	18	15	3	20.0	(1) 8	12	-4	-33.3
木造家屋建築工事業	18	20	-2	-10.0	7	6	1	16.7	7	8	-1	-12.5	4	6	-2	-33.3
その他の建築工事業	(1) 25	27	-2	-7.4	10	14	-4	-28.6	11	7	4	57.1	(1) 4	6	-2	-33.3
その他の建設業	5	2	3	-150.0	2	1	1	100.0	3	1	2	200.0	0	0	0	0
運輸交通業	46	(1) 48	-2	-4.2	23	20	3	15.0	18	(1) 23	-5	-21.7	5	5	0	0.0
道路貨物運送業	35	(1) 39	-4	-10.3	15	(1) 16	-1	-6.3	16	(1) 20	-4	-20.0	4	3	1	33.3
その他の運輸交通業	11	9	2	22.2	8	4	4	100.0	2	3	-1	-33.3	1	2	-1	-50.0
林業	28	34	-6	-17.6	15	18	-3	-16.7	11	14	-3	-21.4	2	2	0	0.0
その他の事業	(2) 217	(3) 205	12	5.9	(1) 72	62	10	16.1	107	(3) 92	15	16.3	(1) 38	51	-13	-25.5
卸・小売業	(1) 68	(2) 62	6	9.7	22	16	6	37.5	36	(2) 29	7	24.1	(1) 10	17	-7	-41.2
清掃業・ビルメンテナンス業	19	20	-1	-5.0	7	7	0	0.0	11	8	3	37.5	1	5	-4	-80.0
旅館・ホテル業	(1) 12	10	2	20.0	(1) 1	1	0	0.0	7	6	1	16.7	4	3	1	33.3
保健衛生業	30	43	-13	-30.2	10	14	-4	-28.6	13	18	-5	-27.8	7	11	-4	-36.4
通信業・金融業等	19	20	-1	-5.0	7	7	0	0.0	5	9	-4	-44.4	7	4	3	75.0
上記以外のその他の事業	69	(1) 50	19	38.0	25	17	8	47.1	35	(1) 22	13	59.1	9	11	-2	-18.2

(注)( )内は死者数で内数である。労働基準監督署で受理した休業4日以上の労働者死傷病報告書を取りまとめたもの。  
機械器具製造業は、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送機械等製造業の合計である。

安全衛生のメッセージ	「安全意識は命綱 しつかり締めて 目指そラゼロ災」 平成26年中央労働災害防止協会年間標語
------------	---

また、平成11年から平成25年までの労働災害発生状況の推移は、次のグラフのとおりです。



# 労働保険年度更新は早めの手続きを!

労働保険の年度更新手続きが6月1日から始まっています。

事業主の皆さんには、平成25年度確定保険料及び平成26年度概算保険料並びに、石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金の申告・納付手続きが必要となりますので、年度更新説明会等を参考にしていただき、7月10日までに申告・納付手続きをお願いします。

申告書の提出は、期間中に県内各所に設ける集合受付会場、最寄りの金融機関・郵便局・鳥取労働局等で受付しています。また、申告書の右側上部に印書してあるアクセスコード（8桁の英数字）により電子申請を利用することで労働局等の窓口へ出向くことなく申告・納付手続きを行うことができます（電子申請のご利用に当たっては、あらかじめ政府が認めた認証局の発行する「電子証明書」が必要です）。詳しくは「電子政府の総合窓口」(<http://www.e-gov.go.jp/>)をご覧ください。

なお、集合受付会場では、事故防止のため保険料納付の取扱いは行っておりませんので、金融機関での保険料納付をお願いいたします。

また、今年度、労災保険率表の一部改正（「製造業」と「その他の各種事業」に係る事業細目の細分化）と、一般拠出金率の改正（0.05/1000から0.02/1000に引き下げ）がありましたのでご留意ください。

年度更新手続きの詳細は、鳥取労働局総務部労働保険徴収室（☎0857-29-1702）までお問い合わせください。

## 集合受付日程

地区	月 日	時 間	会 場
東 部	6月17日(火)	9:30~16:00	とりぎん文化会館(第2会議室)
	6月25日(水)	9:30~16:00	とりぎん文化会館(第2会議室)
	6月27日(金)	9:30~16:00	とりぎん文化会館(第2会議室)
	7月 3日(木)	9:30~16:00	とりぎん文化会館(第2会議室)
	7月10日(木)	9:00~17:00	鳥取労働局(4階会議室)
中 部	6月20日(金)	10:00~16:00	倉吉地方合同庁舎(4階第1会議室)
	6月24日(火)	10:00~16:00	倉吉地方合同庁舎(4階第1会議室)
	7月 1日(火)	10:00~16:00	倉吉地方合同庁舎(4階第1会議室)
	7月10日(木)	10:00~16:00	倉吉地方合同庁舎(4階第1会議室)
西 部	6月19日(木)	10:00~16:00	米子食品会館(大ホール)
	6月23日(月)	10:00~17:00	米子食品会館(大ホール)
	6月24日(火)	9:30~16:00	境港商工会議所(展示室)
	6月26日(木)	10:00~16:00	米子食品会館(大ホール)
	7月 1日(火)	11:00~15:00	日野町山村開発センター(小会議室)
	7月 2日(水)	10:00~16:00	米子食品会館(大ホール)
	7月10日(木)	10:00~16:00	米子食品会館(新館2階会議室)

## 平成26年6月1日から 改正「石綿障害予防規則」が施行されました

平成26年6月1日から、改正「石綿障害予防規則」が施行されましたので、お知らせします。

石綿は、その粉じんを吸入することにより肺がん、中皮腫などを引き起こすことがあります。特に、建材として使われていることが多いため、建築物の解体工事などでは、一層の石綿ばく露防止対策が必要となります。

厚生労働省では、このような状況を踏まえ、吹き付け石綿の除去についての措置、石綿を含む保温材や耐火被覆材などの取り扱いに関する規制を強化することとしました。

特に、建築物の解体などで石綿の除去や封じ込め・囲い込み作業を行う事業主、発注者の皆様には、改正規則に基づき、労働者のばく露防止に向けた対策を講じていただくようお願いします。

### 「石綿障害予防規則」改正の概要

#### ■吹き付けられた石綿の除去などについての措置

##### ○集じん・排気装置（第6条関係）

作業開始後、速やかに、装置の排気口からの石綿漏えいの有無を点検する必要があります。異常があれば、作業を中止し、装置の補修やその他の措置を直ちにとる必要があります。

##### ○作業場所の前室（第6条関係）

前室を設置する際には、洗身室と更衣室を併設する必要があります。

作業開始前に、ろ過集じん方式の集じん・排気装置の使用によって、前室が負圧に保たれているかどうかを点検する必要があります。

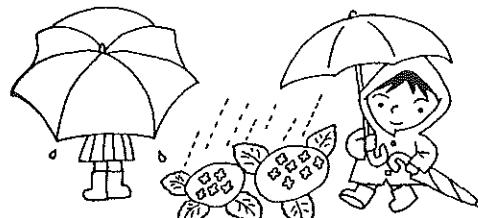
異常があれば、直ちに、ろ過集じん方式の集じん・排気装置の増設やその他の措置をとる必要があります。

#### ■石綿を含む保温材、耐火被覆材、断熱材の措置

##### ○保温材、耐火被覆材、断熱材（第10条など）

事業者は、労働者が常時就業する建築物の天井などの石綿を含む保温材、耐火被覆材、断熱材が損傷や劣化などで石綿粉じんを発散するおそれがある場合は、石綿の除去、封じ込めや囲い込みの措置が必要です。また、この封じ込め、囲い込みの作業では、特別教育、作業計画の策定などの措置が必要となります。

◆詳細については、鳥取労働局労働基準部健康安全課（☎0857-29-1704）又は労働基準監督署にお問い合わせください。なお、改正内容については、厚生労働省のホームページでも見ることができます。



## 歩み出そう ポジティブ・アクション

～男女ともに力を發揮する企業が未来を担う～

男女雇用機会均等法が施行されて以降、法制度上は男女の均等な機会及び待遇の確保は大きく進展し、企業の雇用管理は改善されつつありますが、依然として、男性と比べて管理職比率が低い水準にある等、実質的な機会均等が確保された状況とはなっていません。

実質的な男女均等取扱いを実現するためには、性別による雇用管理を行うことはもとより、ポジティブ・アクション（男女労働者間に事実上生じている格差の解消に向けた企業の自主的かつ積極的な取組）の一層の推進により、労働者の能力を発揮できる環境整備等を進めること及び女性の活躍が社会にとってきわめて重要です。

厚生労働省では、6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女均等について労使を始め社会一般の認識と理解を深める機会としています。

これを機に、女性がスキルアップを図りながら活躍できる職場づくりに取り組みましょう！

なお、ポジティブ・アクションとして女性の職域拡大、女性の管理職登用等に取り組む事業主のための助成金（ポジティブ・アクション能力アップ助成金）があります。

支給金額は1事業主1回限りで、

中小企業事業主	30万円
中小企業事業主以外の事業主	15万円

支給対象となるのは、

- ① 「女性の職域拡大」又は「女性の管理職登用等」のいずれかに関し、自社の女性の活躍促進のための数値目標を定めていること  
※数値目標の対象となる女性労働者は通常の労働者に限ります。
- ② ①の数値目標を、「ポジティブ・アクション応援サイト」（※1）又は「女性の活躍推進宣言コーナー」（※2）において、当該数値目標を掲載していること
- ③ ポジティブ・アクションを内容とする研修の計画を策定し、同計画に沿って女性労働者等に対し、合計30時間以上のポジティブ・アクション研修を実施していること
- ④ ②で目標掲載から6か月経過後3年以内に、掲載した数値目標を達成し、支給申請時までにその状態が継続していること
- ⑤ ④で達成した数値目標に係る女性労働者のうち、少なくとも1名が③で実施したポジティブ・アクション研修に参加していること

が必要です。

その他にも要件がありますので、詳細は以下のサイト [http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/koyouantei\\_22-7.pdf](http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/koyouantei_22-7.pdf) をご覧いただくか、鳥取労働局雇用均等室（☎0857-29-1709）まで。

- (※1) <http://www.positiveaction.jp/pa/index.php>  
 (※2) <http://www.positiveaction.jp/declaration>

## 賃金に関する各種調査にご協力を！

鳥取労働局労働基準部賃金室では、毎年、次の3つの賃金に関する調査を行っていますので、調査票が届いた事業場の皆様方には、ご協力をお願いいたします。

### ①「賃金改定状況調査」（提出期限6月3日（火））

賃金改定状況調査は、中央最低賃金審議会における目安審議に資することを目的として、本年と昨年の6月分の賃金について改定状況を調査するものです。

### ②「最低賃金に関する基礎調査」（提出期限6月11日（水））

最低賃金に関する基礎調査は、鳥取地方最低賃金審議会における最低賃金の改正審議に資することを目的として、本年6月分の賃金支給状況を調査するものです。

### ③「賃金構造基本統計調査」（提出期限は封筒に記載）

賃金構造基本統計調査は、主要な産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数別等に明らかにすることを目的として、昭和23年以降実施しており、6月分の賃金支給状況について全国的に調査を行うものです。

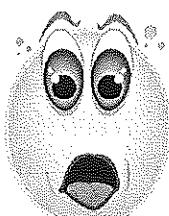
この賃金構造基本統計調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、調査結果は報告書として公表され、事業場における賃金決定の資料等に広く利用されています。なお、個別の事業場の名称が公表されることはありません。

また、これらの調査は、その調査目的以外には使用することはありません。

ご不明な点がございましたら、鳥取労働局労働基準部賃金室（☎0857-29-1705）までお問合せください。

えっ!!

100万円の物を購入して  
75万円助成してくれるの！



業務改善助成金は、時間額で800円未満の社内最低賃金を40円引上げ、就業規則の作成・改正、労働能率の向上に資するための設備等の経費を助成する制度です。

助成率は助成対象経費の2分の1で、助成金の上限額は100万円です。企業全体で30人以下の事業場の助成率は4分の3です。

鳥取労働局のホームページ（HP）に詳しいパンフレットを掲載しています。HPのトップページ左下にある「鳥取県最低賃金は1時間664円です」のバナーをクリックしてください。



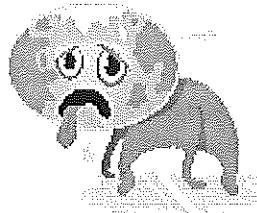
問合せ先：鳥取労働局労働基準部  
賃金室（☎0857-29-1705）



# 職場の熱中症を防ぐために

熱中症は、高温多湿な環境下で、体内の水分及び塩分のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症し、めまいや頭痛、虚脱感などの様々な症状が現れます。最悪の場合には死に至ることもあります。

過去5年間に鳥取県内では、10件の休業4日以上の熱中症による労働災害が発生しています。



生事例もあります。

休業期間は7日以内の災害が5件ですが、死亡災害も1件発生しています。

熱中症は、適切な予防をすれば防ぐことができます。WBGT値を超えることが予想される場合には、次のような対策を講じるようお願いします。

- ・熱を遮る遮へい物や直射日光を遮る簡単な屋根、休憩室などを設置して、適度な休憩をとって、連続し

て行う作業を短縮する。

- ・スポーツドリンクや経口補水液等を備え付け、定期的に摂取する。
- ・透湿性、通気性のよい服装、直射日光下では通気性のよい帽子等を着用する。
- ・作業開始前、作業中に巡回を行い、作業者の健康状態を確認する。



さらに、次のような場合には熱へのばく露を止めることが求められる兆候です。救急隊を要請して医療機関へ搬送することが必要です。

- ・急激で激しい疲労感、悪心、めまい、意識喪失等の症状が発現した場合
- ・1分間の心拍数が180から年令を引いた値を超える場合
- ・休憩中の体温が作業開始前の体温に戻らない場合

まわりの人が協力し合って、予防しましょう。

## 「働き方・休み方改善コンサルタント」のご案内

適切な労働時間で働き、ほどよく休暇を取得することは、仕事に対する社員の意識やモチベーションを高めるとともに、業務効率の向上にプラスの効果が期待されます。社員の能力がより発揮されやすい環境を整備することは、企業全体としての生産性を向上させ、収益の拡大ひいては企業の成長・発展につなげることができます。

しかしながら、自社の労働時間や休暇取得の実態はどういう水準か、また、改善するとしたらどのような仕組みや制度があるのか、ということが分からなければ、取組がスタートできません。

働き方・休み方改善コンサルタントは、企業における働き方・休み方の改善に取り組もうとする事業主あるいは労働者の皆様に対して、個別相談や研修会の開催などによる援助を無料で行います。

### 1. 「働き方・休み方改善コンサルタント」とは

平成18年に施行された労働時間等設定改善法に基づき配置されている鳥取労働局の職員です。労働時間制度や労務管理の具体的な解決方法のアドバイス等を無料で行います。

例えば、次のような相談にご利用ください。

- (1) 社員の健康を考えて、時間外労働を削減したい。
- (2) 労働時間管理の具体的な方法が知りたい。
- (3) 年次有給休暇が取得しやすい職場にしたい。
- (4) 労働時間や休日等のルールが知りたい。

(5) 仕事と生活の調和について等、その他労働基準関係法等について知りたい。

### 2. 「働き方・休み方改善コンサルタント」の活用

#### (1) 活用のメリット

- ① 無料で相談等を受け付けます

専門的な労務管理の知識を有するコンサルタントが無料で相談をお受けします。個別の訪問相談のほか、労務管理に関する研修会の講師なども受け付けています。コンサルタントが事業場を訪問する場合も、交通費を含めて全て無料です。

- ② 秘密は厳守します

相談した内容が他の事業場等外部に漏れることはありませんので、お気軽にご利用ください。

#### (2) 活用したい場合

鳥取労働局労働基準部監督課に電話(☎ 0857-29-1703)していただかずか、申込書をファックス(Fax 0857-23-2423)していただきますようお願いします。

お申込みいただいた後、数日以内に「働き方・休み方改善コンサルタント」から相談者様あてにご連絡いたしますので、ご希望日などを調整の上で対応させていただきます。

【連絡・申込先】鳥取労働局労働基準部監督課(〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9 ☎ 0857-29-1703)ホームページは <http://tottori-rooudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

# 「鳥取西部地区労働災害多発警報」発令

鳥取労働局と米子労働基準監督署では、鳥取西部地区における平成26年の休業4日以上の労働災害（4月末現在速報値）が県内の56.5%を占め、増加傾向が著しいことから、5月30日（金）に県西部地区の関係者を米子地方合同庁舎に招集して、「鳥取西部地区緊急労働災害防止対策会議」を開催し、鳥取労働局長が「労働災害多発警報」を発令しました。

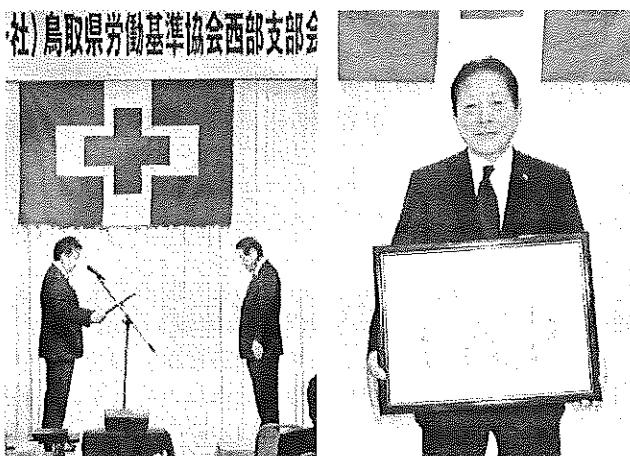
また、「鳥取西部地区緊急労働災害撲滅運動」を同日から7月7日まで展開することとしました。

県西部地区をはじめ、県内の事業者及び労働者の皆様には、「自分の職場では労働災害を発生させない」という強い決意を持って、労働災害防止に積極的に取り組んでいただきますよう、ご協力ををお願いいたします。

## 「野津一成前西部支部長に対し、厚生労働大臣感謝状を伝達」

厚生労働大臣及び鳥取労働局長の感謝状は、多年にわたり労働基準行政の推進に協力され、顕著な功績を挙げた方々に対して、これを贈りその労をねぎらうものです。

平成26年4月30日（水）にホテルサンルート米子（米子市）で開催された一般社団法人鳥取県労働基準協会西部支部の平成26年度定期会员会議において、4期8年の長きにわたって支部長を務められた野津一成氏（美保テクノス副社長）に対し、鳥取労働局の北代昌巳労働基準部長から厚生労働大臣感謝状を伝達いたしました。

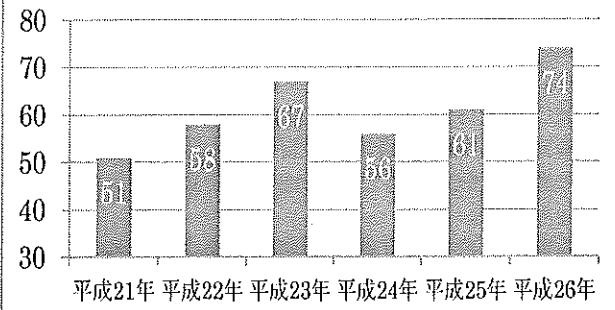


厚生労働大臣感謝状を受けられた野津前支部長

## 【野津一成氏(一般社団法人鳥取県労働基準協会西部支部前支部長、同協会 前副会長)の功績】

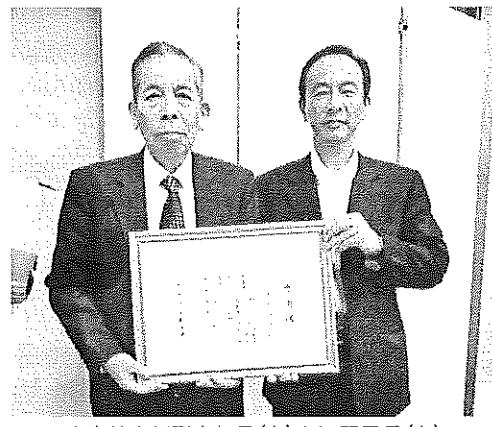
同氏は、平成18年4月より(社)鳥取県労働基準協会西部支部の支部長並びに同協会の副会長の要職を8年にわたり務め、その間において同協会並びに西部支部の運営に貢献されるとともに、同協会の会員や地域からの信頼も厚く、後進の指導や労働条件の確保・改善、労働災害防止の活動等を通じて、労働基準行政の推進に寄与されました。

米子署管内の労働災害件数の推移  
(各年4月末現在)



## 「真山得治前東部副支部長に対し、鳥取労働局長感謝状を贈呈」

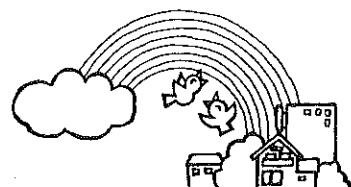
平成26年4月23日（水）に開催された一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部の平成26年度定期会員会議をもって副支部長を退任された真山得治氏（日ノ丸自動車(株)取締役）に対し、同年5月21日（水）にホーリスターとつどり（鳥取市）において開催された同協会の定期会員総会の会場において表彰式を行い、河野純伴鳥取労働局長から感謝状を贈呈いたしました。



真山前東部副支部長（左）と河野局長（右）

## 【真山得治氏(一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部前副支部長、同協会 前理事)の功績】

同氏は、平成20年4月より(社)鳥取県労働基準協会東部支部の副支部長として就任し、その後3期6年間同支部の運営に貢献され、また、その間において同協会の理事として3期6年務められ、同協会並びに支部の事業や各種講習会の開催・教育の実施等により労働災害の防止活動等を通じて長年にわたり労働基準行政の推進に貢献されました。



## 着任のご挨拶

### 鳥取労働局長 河野純伴

このたび4月1日付けで鳥取労働局長を拝命しました。

鳥取県労働基準協会並びに会員の皆様方には、日頃から労働行政の推進につきまして多大なるご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

前職は茨城労働局総務部長で、それまでに、厚生労働省、埼玉・熊本労働局並びに岩手・大阪・京都労働基準局での勤務経験があり、中国地方での勤務は鳥取が初めてとなります。

鳥取県は、豊かな自然と山海の美味に恵まれ、人情味あふれるところであると聞いており、会員の皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りつつ、当地での労働行政の一端を担えることを大変嬉しく思っております。

現下の厳しい経済情勢などを背景として、労働行政に対するニーズはさらに高まっているものと認識しており、私としては、このようなニーズにより的確に応えるべく、さらなる努力をしていきたいと考えております。

労働行政がそのニーズに的確に対処していくためには、会員の皆様のご協力を賜りつつ、鳥取労働局と鳥取県労働基準協会がいわば一対の車輪として密接な連携を図り、施策を推進していくことが何よりも効果的であると考えております。

鳥取労働局といたしましては、職員全員が一致団結して、これらニーズに対応していくこととしており、皆様方におかれましても引き続きお力添えのほどよろしくお願ひ申し上げます。

最後になりますが、一般社団法人鳥取県労働基準協会並びに会員の皆様方の益々のご発展とご健勝を心より祈念申し上げ、着任のご挨拶とさせていただきます。

### 鳥取労働局 総務部長 久野克人

このたび4月1日付けで鳥取労働局総務部長を拝命いたしました久野です。よろしくお願ひいたします。

前職は、厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課長補佐で、国会対応や労災補償部全般の企画・調整業務を担当しておりました。

私の担当する総務部は、労働局の庶務、企画、広報、労働相談、情報公開や労働保険徴収業務などを所掌しております。労働局が鳥取県における総合的労働行政機関としての機能を最大限発揮するため、労働基準行政、職業安定行政及び雇用均等行政相互の調整役として、また、地域との連携の窓口としての役割を担うべく、微力ながら努力してまいりたいと思っておりますので、今後とも、皆様方には、格別のご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、鳥取で仕事をさせていただくのは初めてとなりますので、この機会に、県内の様々な場所を訪ねて、鳥取という地域をより知つていければと考えております。

最後になりましたが、一般社団法人鳥取県労働基準協会並びに会員の皆様のご健勝を祈念申し上げ、着任のご挨拶とさせていただきます。

### 鳥取労働局 労働基準部

#### 健康安全課長 木村 靖

このたび4月1日付けで鳥取労働局労働基準部健康安全課長を拝命しました木村です。初めての健康安全課の勤務となりますが、よろしくお願ひします。

さて、昨年は県内の労働災害で465名の方が被災され、第12次労働災害防止推進計画で目標として定めた452人を下回ることはできませんでした。また、死亡災害は5件発生し、生活のため、あるいは家族のために働く5名の方の尊い命が失われたことは誠に残念なことです。

昨年の死傷者数及び死亡者数は、いずれも全国最小でした。労働災害の発生件数が全国で最も少ないことは、県内企業及びそこで働く方々の労働災害をなくそうという熱意の現れであると思いますが、それでも5名の方の命が失われています。今年こそは、鳥取県内の死亡災害が「ゼロ」となるよう工夫を重ね、努力していきたいと考えていますので、皆様方のご協力をお願ひします。

最後になりますが、一般社団法人鳥取県労働基準協会並びに会員の皆様のご健勝を祈念申し上げ、着任のご挨拶とします。

### 米子労働基準監督署長 神田哲郎

このたび4月1日付けで米子労働基準監督署長を拝命しました神田です。

鳥取県労働基準協会西部支部並びに会員の皆様方には、日頃から当署の労働基準行政の推進につきまして多大なるご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

私は、生まれも育ちも大阪で、勤続年数の3分の2は大阪労働局及び同局管内の労働基準監督署で労働基準監督官として勤務してまいりました。大阪の他では、和歌山、愛知、沖縄で勤務してきましたが、久しぶりに大阪から外に出ての勤務と言うことで新鮮な気持ちで働くことができております。

鳥取は、土地柄も環境も良好であると勤務経験者から聞いておりまして、今そのことを日々実感しております。

前職では、大阪労働局労働基準部監督課で副統括特別司法監督官として、大型事件捜査に携わっており、昨年社会の耳目を集めた胆管がん事案については強制捜査の指揮をとりました。この胆管がん事案だけではなく最近の労働基準行政は、これまでになく社会的に注目され国民から熱い期待を寄せられております。

この熱い期待に応えるべく、当署におきましては、重点課題である労働災害の防止と長時間労働の抑制に取り組んでいきたいと考えております。

とりわけ、労働災害については当署管内においては件数が増加傾向にあり憂慮すべき事態となっております。

一般社団法人鳥取県労働基準協会西部支部並びに会員の皆様方のお知恵も賜りながら、この事態を開拓すべく努力していく所存でありますので、よろしくお願ひいたします。

# 協会本部だより

## 平成26年度定期会員総会を開催

平成26年度(一社)鳥取県労働基準協会定期会員総会が、5月21日(水)鳥取市永楽温泉町の「ホーリースター」とつりで開催されました。

来賓として、河野鳥取労働局長、北代労働基準部長、室谷雇用均等室長のご出席をいただき盛大に開催されました。

竹中会長のあいさつ、河野局長の祝辞に続き議事に移り、第1号議案「平成25年度事業報告」第2号議案「平成25年度収支決算報告」を一括審議し、原案どおり承認可決されました。

第3号議案「平成26年度事業計画(案)」第4号議案「平成26年度収支予算(案)」も一括審議し、原案どおり承認可決されました。また、5号議案「公益目的支出

### 平成25年度

計画実施報告」も原案どおり承認可決され、6号議案「役員改選」でも原案どおり承認可決され、次の方々が役員に就任されました。

会長	竹中由紀夫	(東部支部長)
副会長	永東 康文	(西部支部長)
	井木 久博	(中部支部長)
理事	山下 恭史	(東部副支部長)
	馬場 進	(東部副支部長)
	奥谷 誠悟	(西部副支部長)
	松谷 哲也	(西部副支部長)
	山本 安男	(中部副支部長)
	泉谷 雅人	(中部副支部長)
専務理事	村澤 幸二	(基準協会)
監事	賀川 文雄	(東部支部)
属	敏宏	(西部支部)
	前田 和雄	(中部支部)

なお、平成25年度収支決算書及び平成26年度収支予算書は次のとおりです。

### 収支決算書 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで(単位:円 △印=減)

科 目	実 施 事 業 会 計			そ の 他 会 計					法 人 会 計	合 计
	1)特別教育	2)行事広報	小 計	1)技能講習等	2)書籍・用品販売	3)会員研修交流	4)労保事務組合	小 計		
経常収益	19,417,559	88,200	19,505,759	61,540,016	558,337	21,000	5,007,710	67,127,063	13,458,733	100,091,555
経常費用	16,848,394	9,700,114	26,548,508	48,926,907	328,534	2,306,800	7,940,903	59,503,144	7,120,958	93,172,610
正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0	154,855,784	154,855,784
正味財産期末残高	2,569,165	△9,611,914	△7,042,749	12,613,109	229,803	△2,285,800	△2,933,193	7,623,919	161,193,559	161,774,729

### 平成26年度 収支予算書

(単位:円 △印=減)

科 目	実 施 事 業 会 計			そ の 他 会 計					法 人 会 計	合 计
	1)特別教育	2)行事広報	小 計	1)技能講習等	2)書籍・用品販売	3)会員研修交流	4)労保事務組合	小 計		
経常収益	19,057,500	85,400	19,142,900	62,030,000	500,000	21,000	5,165,072	67,716,072	31,138,828	117,997,800
経常費用	17,432,130	9,970,080	27,402,210	51,848,225	428,715	2,388,980	8,156,225	62,822,145	27,773,445	117,997,800
正味財産期首残高	2,569,165	△9,611,914	△7,042,749	12,613,109	229,803	△2,285,800	△2,933,193	7,623,919	161,193,559	161,774,729
正味財産期末残高	4,194,535	△19,496,594	△15,302,059	22,794,884	301,088	△4,653,780	△5,924,346	12,517,846	164,558,942	161,774,729

## 鳥取産業保健総合支援センターから 産業保健セミナー(無料)のご案内

### 「熱中症予防対策について」

◎6月24日(火) 14:00~16:00

米子コンベンションセンター第4会議室  
講師・黒沢洋一(鳥大医学部健康政策医学教授)  
・田岡隆夫(労働安全衛生コンサルタント)

◎7月10日(木) 14:00~16:00

とりぎん文化会館第5会議室  
講師・井上雅勝(井上医院院長)  
・田岡隆夫(労働安全衛生コンサルタント)

お問い合わせ先・申込先

鳥取産業保健総合支援センター  
TEL.0857-25-3431 HP <http://tottori-sanpo.jp>

## 事務局からのお知らせ

### 人事異動

就任 専務理事 村澤 幸二  
退任 専務理事 高塚 俊夫

平成26年5月21日の当協会定期会員総会において本部役員の異動がありました。

会員の皆様には変わりませず、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 免許試験のお知らせ

免許試験の鳥取地区出張試験が次のとおり実施されます。

○ 日時 平成26年9月20日(土)

○ 場所 鳥取短期大学(倉吉市)

○ 試験の種類

- ▶ 1級ボイラー技士
- ▶ 2級ボイラー技士
- ▶ ボイラーコンピューター
- ▶ クレーン・デリック運転士(クレーン限定)
- ▶ 第1種衛生管理者
- ▶ 第2種衛生管理者

○ 受付期間

郵送受付 7月22日(火) ~ 8月1日(金)

集合受付 8月4日(月) ~ 8月6日(水)

○ 受付及び問い合わせ等

日本ボイラ協会鳥取支部

鳥取県労働基準協会

鳥取県労働基準協会西部支部

鳥取県労働基準協会中部支部

## 全国産業安全

## 衛生大会

2014 in 広島

開催期間 10月22日(水)~24日(金)

会場 広島県立総合体育館

(グリーンアリーナ)

分科会 10月23日・24日

広島国際会議場、広島市文化交流会館ほか

今大会は、9年ぶりに地元である中国四国ブロック(広島市)で開催されます。多数の皆様のご参加をお願いいたします。

# 東部支局だより

## 平成26年度 東部支局定期会員会議を開催

平成26年度の定期会員会議は、去る4月23日に鳥取市内の「白兎会館」において、来賓に鳥取労働局から北代昌巳労働基準部長、室谷留美雇用均等室長、鳥取労働基準監督署から丸山裕毅署長を迎えて、盛大に開催されました。

竹中由紀夫支部長の挨拶に次いで、来賓を代表して丸山署長から祝辞をいただいた後、支部長を議長に選出し、平成25年度事業報告並びに決算報告、平成26年度事

### 平成25年度収支決算書(概要)

収入の部 (単位:円 △印=減)			
科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
本部交付金	3,800,000	4,115,600	315,600
事業収入	5,200,000	6,086,169	886,169
雑 収 入	199,000	474,164	275,164
繰入金収入	1,500,000	1,521,620	21,620
当期収入合計	10,699,000	12,197,553	1,498,553
前期繰越金	3,000,876	3,000,876	0
合 計	13,699,876	15,198,429	1,498,553

業計画及び予算案が審議され、原案通り可決承認されました。(決算書並びに予算書の概要是別表のとおり) 次いで、任期満了に伴う役員の改選が行われ、そのうち、三役は以下のとおり選任されました。

新役員の皆様には、今後2年間にわたり東部支局の中核として組織の運営等の推進役としてご活躍をお願いすることになります。

支部長 竹中由紀夫(大和建設株式会社)

副支部長 山下 恭史(株式会社鳥取銀行)

同 馬場 隆(日ノ丸自動車株式会社)

なお、会員会議終了後、鳥取労働局の北代部長から「労働安全衛生行政の動向について」、室谷室長から「雇用均等行政の動向について」と題して有益な講演を拝聴しました。

### 平成25年度収支決算書(概要)

支出の部 (単位:円 △印=減)			
科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
事 業 費	1,820,000	1,460,306	△359,694
管 理 費	9,630,000	8,350,702	△1,279,298
消 費 税	60,000	0	△60,000
予 備 費	2,189,876	0	△2,189,876
当期支出合計	13,699,876	9,811,008	△3,888,868
当期収支差額	△3,000,876	2,386,545	5,387,421

### 平成26年度予算(損益ベース・概要)

経常増減の部 (1) 経常収益 (単位:円 △印=減)			
科 目	予 算 額	前年度予算額	差 異
会費収入	3,592,000	3,800,000	△208,000
事業収益	8,460,000	7,104,000	1,356,000
雑 収 益	525,040	269,000	256,040
当期収入合計	12,577,040	11,173,000	1,404,040
前期繰越収支差額	5,558,301	3,155,126	2,403,175
合 計	18,135,341	14,328,126	3,807,215

### (2) 経常費用

(2) 経常費用 (単位:円 △印=減)			
科 目	予 算 額	前年度予算額	差 異
事 業 費	10,548,655	10,927,620	△378,965
管 理 費	782,845	1,017,380	△234,535
減価償却費	0	0	0
予 備 費	6,803,841	2,383,126	4,420,715
経常費用計	18,135,341	14,328,126	3,807,215
当期収支差額	0	0	0

しておりますので、アクセスしてご覧いただき、計画的かつ積極的な受講をお待ちしております。

○ 電気取扱い業務(低電圧)従事者特別教育

6月18日(水)

○ 安全管理者等安全管理担当者研修

6月19日(木)

○ アーク溶接業務従事者特別教育

[学科] 6月23日(月)及び24日(火)の2日間

[実技] 6月25日(水)、26日(木)、27日(金)  
のうち、2班に分けて1日半づつ実施

○ 安全衛生推進者(衛生推進者)養成講習

7月30日(水)及び31日(木)の2日間

○ 安全管理者選任時研修

8月5日(火)及び6日(水)の2日間

## 東部支局事務局人事

事務局長の村澤幸二氏が、先の本部定期総会において専務理事への就任が決まったことに伴い、当面、前専務理事の高塚俊夫氏が、本部との連携等にも配慮して非常勤の事務局長として東部支局の業務を担当することになりました。引き続きよろしくお願ひいたします。

## 当面の東部支局教育・研修会開催予定

東部支局の当面の教育・研修会の開催予定は、次の通りです。会場はアーク溶接業務従事者特別教育の実技はポリテクセンター鳥取、その他はすべて鳥取県労働基準協会会館です。

募集案内は鳥取県労働基準協会のホームページに掲載

# 西部支部だより

## 平成26年度 西部支部定期会員会議を開催

平成26年4月30日(水)、ホテルサンルート米子において、平成26年度定期会員会議が鳥取労働局の北代昌巳労働基準部長、室谷留美雇用均等室長、神田哲郎米子労働基準監督署長を来賓としてお迎えし、会員50名(委任状248名)の出席をいただき開催されました。

来賓を代表して神田署長から祝辞を賜り、その後、議事に入り、野津支部長を議長に選出し、平成25年度事業報告、同収支決算報告、平成26年度事業計画案、同収支予算案が審議され、すべて原案のとおり承認されました。

今回は任期満了に伴う役員の改選もあり、新しい役員は、新役員名簿(下表)のとおり選出されました。

また、会員会議終了後、セミナーを開催し、北代部長からは「労働安全衛生行政の動向について」、室谷室長からは「雇用均等行政の動向について」の講演をしていただきました。

平成25年度収支決算書及び平成26年度収支予算書は、右下表のとおりです。

新役員名簿

役職名	氏名	事業所名
支部長	永東 康文	(株)ナガトウ建設
副支部長	奥谷 誠悟	(株)山陰放送
副支部長	松谷 哲也	王子製紙(株)米子工場
幹事	野津 一成	美保テクノス(株)
幹事	細田 正人	日ノ丸自動車(株)米子支店
幹事	門脇 仁史	日本通運(株)米子支店
幹事	佐々木 玲	中国電力(株)米子営業所
幹事	木村 弘二	日新林業(株)
幹事	板倉 良多	鳥取罐詰(株)
幹事	澤 耕司	日本交通(株)米子営業所
幹事	青砥 隆志	米子信用金庫
監事	属 敏宏	境港海陸運送(株)
監事	山内 博次	寿製菓(株)
代議員	田中 貢一	(株)米子高島屋
代議員	安喰 哲哉	(株)山陰合同銀行米子支店
代議員	浦辺 千晶	(医)育生会高島病院
代議員	小笠 弘美	(株)米吾
代議員	山野 瞳治	(株)米子しんまち天満屋
代議員	日高 康夫	米子製鋼(株)
代議員	加本 弘	山陰信販(株)
代議員	鏡 二郎	(有)丸神海産
代議員	松本 啓	(株)ケイズ
代議員	新地 文人	菅公学生服(株)米子工場
代議員	下本 八一郎	(一社)鳥取県西部建設業協会
代議員	浅川 三郎	(一社)鳥取県日野建設業協会
代議員	森脇 孝	(協)米子鉄工センター
代議員	船越 克之	つばめタクシー(株)
代議員	安武 文雄	大山ハム(株)
代議員	河越 誠剛	(協)米子食品工業団地

## 就任の御挨拶

(一社)鳥取県労働基準協会西部支部

支部長 永 東 康 文



去る4月30日開催の平成26年度西部支部定期会員会議におきまして支部長を拝命いたしました。

8年間の長きに亘り重責を果たされた野津前支部長からのバトンタッチということで身の引き締まる思いがいたします。

今まで建設業関連の団体におきまして労働災害防止の役職を務めさせて頂いたことはありますが、当協会のような労働者の福祉向上を目指した広範な活動に取り組むのは初めてであり、経験・知識不足を心配しています。

不慣れな支部長ですので、会員の皆様の御協力を切にお願い申し上げますと共に、鳥取労働局や米子労働基準監督署等関係行政機関の皆様には御指導、御支援のほどよろしくお願い申し上げます。

以上簡単ですが、就任の御挨拶とさせて頂きます。



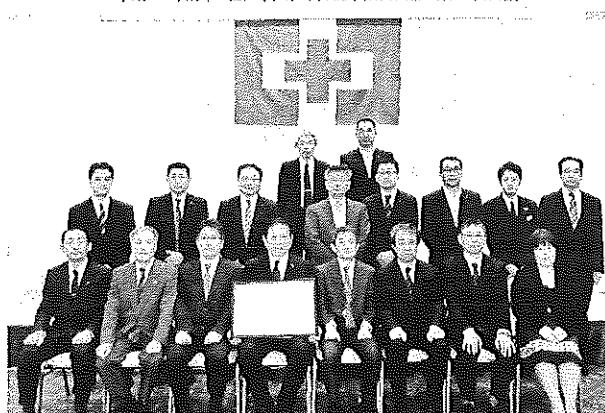
平成25年度収支決算書

科目	予算額	決算額
収入の部		
会費収入	4,500,000	4,045,500
事業収入	9,600,000	10,549,082
雑収入	460,500	396,930
前期繰り越支差額	1,078,183	1,106,493
収入合計	15,638,683	16,098,005
支出の部		
事業費	13,195,000	13,220,188
管理費	1,105,000	1,159,469
予備費	1,338,683	0
支出合計	15,638,683	14,379,657
次期繰り越支差額	0	1,718,348

平成26年度収支予算書

科目	前年度予算額	決算額
収入の部		
会費収入	4,500,000	4,069,500
事業収入	9,600,000	9,830,000
雑収入	460,500	390,550
前期繰り越支差額	1,078,183	1,718,348
収入合計	15,638,683	16,008,398
支出の部		
事業費	13,195,000	13,857,000
管理費	1,105,000	1,194,600
予備費	1,338,683	300,000
支出合計	15,638,683	15,351,600
次期繰り越支差額	0	656,798

平成26年度(一社)鳥取県労働基準協会西部支部会員会議



大臣感謝状を受けられた野津前支部長、北代部長、室谷室長、神田署長と支部役員

# 中部支部だより

## 平成26年度 中部支部定期会員会議を開催

平成26年度の定期支部会員会議は、去る4月30日、倉吉シティホテルにおいて、鳥取労働局の木村健康安全課長、周藤均等室長補佐並びに倉吉労働基準監督署の平井

平成25年度収支決算			
(単位:円 ▼印=減)			
科目	予算額	決算額	増減
会費収入	3,300,000	3,139,770	▼160,230
事業収入	3,750,000	4,812,658	1,062,658
雑収入	500,200	629,080	128,886
繰入金	1,050,000	1,100,000	50,000
繰越金	2,397,218	2,397,218	0
合計	10,997,418	12,078,732	1,081,314

○支出の部			
(単位:円 ▼印=減)			
科目	予算額	決算額	増減
事業費	1,400,000	1,391,256	▼8,744
人件費	5,340,000	4,993,441	▼346,559
会議費	300,000	299,212	▼788
事務費	1,440,000	1,658,996	218,996
合計	8,480,000	8,342,905	▼137,095

平成26年度収支予算			
(単位:円 ▼印=減)			
科目	予算額	前年度予算額	増減
会費収入	3,139,000	3,300,000	▼161,000
事業収入	6,305,000	5,380,000	925,000
雑収入	105,260	240,200	▼134,940
繰越金	3,888,569	2,557,557	1,331,012
合計	13,437,829	11,477,757	1,960,072

○経常費用			
(単位:円 ▼印=減)			
科目	予算額	前年度予算額	増減
事業費	8,631,900	8,116,400	515,500
管理費	815,220	683,600	131,620
予備費	3,990,709	2,677,757	1,312,952
合計	13,437,829	11,477,757	1,960,072

(一般社団法人への移行に伴い、経理処理方法を変更しました。)

### 労働相談事例からみた労務管理のポイント

労働基準監督署では、労働相談を受付けており、相談者へのアドバイス等を行うほか、事案によっては事業場への監督指導等を実施して、必要な改善を求めています。

最近寄せられた相談内容からみた、労務管理上のポイントをまとめましたので、適正な労務管理のために活用していただくようお願いします。

#### ●年次有給休暇・労働条件の明示

##### (相談内容)

「期間を定めた雇用であり、更新を続けているが、使用者から、年次有給休暇はないので、休むと給料を減額すると言われた。労働条件通知書は交付されているが、年次有給休暇については記載されていない。」

##### (労務管理のポイント)

1 有期労働契約、無期労働契約、パートタイム労働者、アルバイトなど、契約の種類にかかわらず、労働者であれば、雇入れの日から6か月間継続勤務し、全所定労働日の8割以上出勤すれば、年次有給休暇を与えなくてはなりません。

2 年次有給休暇の取得については、労働者に時季を指定する権利があります。但し、使用者には、その時季指定が事業の正常な運営を妨げるような場合には、休暇の時季変更権が認められています。

3 労働条件通知書には、休暇に関する事項を記載しなくてはなりません。もちろん、労働条件通知書に記載していないから、年次有給休暇を与えなくともよいということにはなりません。

#### ●時間外労働の割増賃金・労働時間の把握

##### (相談内容)

「時間外労働に対する手当は、毎月、固定された金額が支

署長をお迎えし、会員約50名の出席のもと盛大に開催しました。

議長に一般社団法人中国電気保安協会倉吉支部の細田靖雄氏を選出し、平成25年度の事業報告及び決算報告、平成26年度の事業計画(案)及び予算(案)が審議され、原案のとおり承認されました。

また、役員改選が行われ、幹事(24名)・監査(2名)が、事務局提案のとおり承認され、さらに幹事の互選により支部長に井木久博氏・副支部長に尾原守行氏と泉谷雅人氏、本部役員(4名)・代議員(7名)を決定しました。

### 事務局からのお知らせ

#### 人事異動

採用 事務局長 谷口 茂

退職 事務局長 岸本 隆雄

事務局の異動がありました。

会員の皆様には変わりませず、ご支援を賜ります  
ようお願い申し上げます。